

# 仕 様 書

本館 1 号機（小） 2 号機（大）

エレベーター更新

2024 年度

済生会松山病院

## 1. 工事概要

### (1) 工事件名

済生会松山病院本館 1号機及び2号機エレベーター制御リニューアル工事

### (2) 工事場所

済生会松山病院 本館乗用エレベーター1号機、本館寝台用エレベーター2号機  
松山市山西町 880 番地 2

### (3) 工事概要

本工事は日立製本館乗用エレベーター（1号機）及び日立製本館寝台用エレベーター（2号機）のかご室、乗場扉、三方枠、レール等を流用し、巻上機、制御盤、操作盤、着床装置等の制御機器等の更新を行う（年間の保守点検は含まない）。  
製品は日立製に限るものではない。

### (4) 工事期間

2025年10月1日～11月30日まで

※エレベーターの停止期間は1台当たり約10日間とし、一月に1台施工とする。（工事スケジュールは落札業者と調整）

## 2. 既設設備の仕様

既存エレベーターの仕様

### (1) 1号機（日立製 B89 型）

- ・駆動方式：ロープ式
- ・用途：乗用
- ・積載：600kg（9人乗り）
- ・速度：60m/min
- ・停止階数：6
- ・付加装置：地震管制運転装置、火災管制運転装置、自家発管制運転装置
- ・設置年：1992年

### (2) 2号機（日立製 B89 型）

- ・駆動方式：ロープ式
- ・用途：寝台用
- ・積載：1000kg（15人乗り）
- ・速度：45m/min
- ・停止階数：6
- ・付加装置：地震管制運転装置、火災管制運転装置、自家発管制運転装置
- ・設置年：1992年

## 3. リニューアル工事仕様

## 基本仕様

### (1) 1号機

- ・用途：乗用
- ・積載量：600kg（9人乗り）
- ・速度：60m/min
- ・停止箇所：1階～6階 6箇所停止 6箇所出入口
- ・付加装置：地震管制運転装置、火災管制運転装置、自家発管制運転装置

### (2) 2号機

- ・用途：寝台用
- ・積載量：1000kg（15人乗り）
- ・速度：45m/min
- ・停止箇所：1階～6階 6箇所停止 6箇所出入口
- ・付加装置：地震管制運転装置、火災管制運転装置、自家発管制運転装置

## 工事箇所（1号機、2号機）

- |                              |           |
|------------------------------|-----------|
| ・制御盤（インバーター制御、方向性乗合全自動方式）    | 2台分       |
| ・巻上機（そらせ車、架台、防振装置含む）及び専用モーター | 2台分       |
| ・主ロープ、調速機ロープ                 | 2台分       |
| ・ドア制御方式変更                    | 2台分       |
| ・着床装置（遮蔽板共）                  | 2台分       |
| ・制御ケーブル、ハーネスケーブル             | 2台分       |
| ・かご室操作盤                      | 2台分       |
| ・乗場操作盤                       | 12箇所（2台分） |
| ・高調波対策                       | 2台分       |
| ・地震管制運転装置（P波・S波）             | 1式        |

## 4. 参加条件

- (1) 当院に対して、事前に機器性能と工期日程の説明を行っていること。
- (2) 工事完成引き渡し後、1年間は機器の保証期間とする。ただし、通常使用において発生する摩耗・損傷又は取り扱い不注意もしくは不適切な使用・管理及び天災地変、その他不可抗力、法規等による追加的仕様変更、落札業者以外で改造、修理、保守等をされた場合、その他弊社の責めに帰さない事項については除くものとする。
- (3) 工事完成引き渡し後、不時の障害発生または発注者の要請があった場合には、速やかに技術員を派遣し修理調整を行う。なお、出勤依頼から到着までの目標時間はおおよそ30分とする。緊急を要しない場合の目標時間はこの限りではな

い。

#### 5. 施工に関する注意事項

- (1) 工事期間中に問題が生じないように、工事計画・期間等について工程表を作成の上、済生会松山病院担当者と十分に打ち合わせを行うこと。
- (2) 施工時間は基本的に午前9時から午後7時までの間を工事に必要な時間とする。ただし、時間外の作業が必要な場合は、事前に担当者と協議する。
- (3) 工事に必要な電気、水は支給する。
- (4) 機材等の盗難防止に留意し、厳重に保管すること。
- (5) 運搬作業従事者は、交通安全規則を遵守し、工事用資材の搬出入において過積載のないように努めること。
- (6) 撤去品等の廃材などについては、すべて放置することなく、病院担当職員の指示に従い、関係法令に基づき適正に処理すること。処理・処分にかかる費用は本工事に含むものとする。
- (7) 工事現場内は常に整理清掃を行い、また仮囲い等で工事現場を囲い、事故の発生防止を努めるとともに、場外への資材等が飛散しないよう十分に注意すること。
- (8) 作業に関しては、患者様や職員の業務に支障をきたさないよう十分に注意すること。
- (9) 本仕様書に定めのないものについては、双方協議して決定する。